

阿南市海岸漂着物等回収・処理事業支援金交付事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、海岸の美化及び廃棄物の適正処理を図るため、団体が行う海岸漂着物等の回収及び処理に要する経費に対し、支援金を交付する事務の取扱いに関し必要な事項を定め、もって海岸における良好な景観及び海洋環境の保全に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 海岸漂着物 海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物をいう。
- (2) 海岸漂着物等 海岸漂着物及び河川等に散乱したごみをいう。
- (3) 海岸 阿南市域内の海岸をいう。
- (4) 河川等 阿南市域内の陸域から海洋に至る河川や水路をいう。
- (5) 団体 海岸及び河川等において良好な景観及び海洋環境を保全するために海岸清掃活動を自発的に行う自治会、ボランティア団体その他の任意団体又はNPO法人、株式会社その他の法人（ただし宗教法人及び地方公共団体、独立行政法人その他の公法人、反社会的勢力を除く。）をいう。

(交付対象事業)

第3条 支援金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、団体が市の承認を得て計画的に海岸を清掃し、その際に発生した海岸漂着物を回収・処理する事業とする。また、海岸漂着物の発生の抑制につながる、河川等に散乱するごみを回収・処理する事業も対象とする。

(交付対象経費)

第4条 支援金の交付対象となる経費は、団体が当該年度内に行った交付対象事業による海岸漂着物等の回収及び処理に要した費用とする。

(支援金の額)

第5条 この支援金の交付額は、団体が負担した交付対象経費に対し、当該年度の予算の範囲内で市長が決定する。

(支援金の交付手続)

第6条 支援金の交付は、次の各号の手続を経て行うものとする。

(1) 事業実施承認申請

支援金の交付を受けようとする団体の代表者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業の実施に当たり、実施予定日の10日前までに阿南市海岸漂着物等回収・処理事業実施承認申請書（様式第1号）及び事業実施計画書（様式第2号）（以下「申請書等」という。）を市長に提出し、その承

認を受けなければならない。

(2) 事業実施の承認

市長は、前号の規定による申請書等を受領したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、当該申請を承認し、阿南市海岸漂着物等回収・処理事業実施承認通知書（様式第3号。以下「承認書」という。）により、申請者に通知するものとする。

(3) 事業実施報告書の提出

前号の規定による承認書により事業実施の承認を受けた申請者（以下「被承認者」という。）は、当該事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は申請書を提出した日以後の最初の3月29日のいずれか早く到来する日までに、阿南市海岸漂着物等回収・処理事業実施報告書（様式第4号。以下「実施報告書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

ア 事業を実施したことを確認できる写真

イ 回収・処理した海岸漂着物等の写真

ウ 重機を借用し、使用した場合は、それを確認できる写真

エ 団体が負担した交付対象経費ごとの領収書の写し

(4) 支援金の交付決定等

市長は、前号の規定による実施報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、支援金の交付を決定し、かつ交付すべき額を確定し、阿南市海岸漂着物等回収・処理事業支援金交付決定兼交付額確定通知書（様式第5号。以下「交付決定兼額確定通知書」という。）により、被承認者に通知するものとする。

(5) 支援金の交付請求

前号の規定による交付決定兼額確定通知書により、支援金の交付の決定及び交付額の確定の通知を受けた被承認者（以下「被交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して20日以内に、市長に阿南市海岸漂着物等回収・処理事業支援金交付請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(6) 支援金の交付

市長は、前号の規定による請求書を受領したときは、速やかに、被交付決定者に対し、支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、被交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 事業実施計画のとおり事業を遂行することができなくなったとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により交付決定又は支援金の交付額の決定を受けたとき。
- (3) 交付対象経費の財源が、国、県又はその他各種団体等の他の補助金等と重複すると認められるとき。

(支援金の返還)

- 第8条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消決定通知（兼返還命令）書（様式第7号）により、被交付決定者に通知するものとする。また、既に被交付決定者に支援金が交付されているときは、相当な返還期限を定め、被交付決定者にその返還を命ずることができるものとする。
- 2 被交付決定者は、前項の規定による支援金の返還命令を受けたときは、返還期限までに市に支援金を返還しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から施行する。